2026 年 11 月 26 日

各　　位

会　社　名　　unbanked 株式会社
代表者名　　代表取締役社長　平井　兼人
（コード：8746　東証スタンダード市場）
問合せ先　　管理本部長　　花岡　亮佑
電話番号 03－6456－2670（代表）

改善計画・状況報告書の公表について

当社は、2026 年５月 26 日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定および上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」のとおり、東京証券取引所より当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、同日付で「特別注意銘柄」に指定されました。

これを受けて当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、2026 年６月 25 日付「改善計画の策定方針に関するお知らせ」および 2026 年８月 25 日付「（開示事項の変更）改善計画の開示延期に関するお知らせ」のとおり、内部管理体制等の抜本的な改善を目的として、改善計画・状況報告書（以下、「改善計画書」といいます。）を作成し、本日付で東京証券取引所へ提出いたしましたのでお知らせいたします。

この改善計画書は、2026 年３月４日付「（差替）調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」における調査委員会の調査結果および再発防止のための提言を踏まえ、2026 年３月６日付で公表した再発防止策を再検討するとともに、当該再発防止策で検討されていなかった項目も新たに含めて外部専門家と連携して作成したものであります。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますが、今後はコーポレート・ガバナンス体制と内部管理体制等を再構築し、ステークホルダーの皆様および社会からの信頼回復を目指し、全社一丸となって尽力してまいる所存でございますので、何卒ご理解いただきますとともに、引き続きご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以　上

改善計画・状況報告書

unbanked 株式会社
2026 年 11 月 26 日

目　　次

Ⅰ．特別注意銘柄に指定された理由 1
Ⅱ．売上債権の未回収が発生した取引の概要と経緯 1
１．取引の概要 1
２．未回収が発生した経緯 1
３．売上債権の未回収に関する調査委員会の設置 2
（１）設置の経緯 2
（２）調査の概要 2
（３）調査結果 2
Ⅲ．前回特設注意市場銘柄指定から「売上債権の未回収が発生した取引」に至るまでの当社の大株主に関連する経過 5
Ⅳ．当社による原因分析 12
１．大株主に対する関係構築前および関係構築後の調査・実態把握不足 12
（１）当社の経営や意思決定に関与する意図のある大株主やその実質的支配者および関係者に対する調査・実態把握不足 12
（２）大株主に対する安易な信用 12
２．新規取引開始前後にかかる管理体制の不備 12
（１）与信管理規程の形骸化 12
（２）取引先の事前調査・確認不足 13
（３）取引開始後に生じた懸念事項の放置と本件取引の継続 13
３．取締役会における情報共有不足と監督機能の問題 14
（１）Akatsuki に関する事前の情報共有不足 14
（２）本件取引に関する情報共有不足 14
（３）取締役会の監督機能の問題 14
（４）大株主やその関係者が当社の経営に関与することへのリスク意識の不足 15
Ⅴ．改善措置 15
１．責任の所在の明確化 15
（１）旧経営陣の辞任 15
（２）ガバナンス強化を企図した新経営体制 16
（３）旧経営陣に対する損害賠償請求訴訟の提起 16
（４）問題株主との関係の整理 16
２．第三者特別調査委員会の設置（「Ⅳ．１．（１）当社の経営や意思決定に関与する意図のある大株主やその実質的支配者および関係者に対する調査・実態把握不足」への対応） 17
（１）主要株主・関係者による経営への影響力・関与の実態解明 17
（２）再発防止策の策定と健全なガバナンス体制の再構築 17
３．財務体質強化のためのグループ再編 17
（１）ＣＢグループの売却方針 17
（２）役員体制の見直し 18
（３）継続企業の前提に関する重要事象の注記解消 18
４．株主とのコミュニケーションの実質化とガバナンスの強化（「Ⅳ．１．大株主に対する関係構築前および関係構築後の調査・実態把握不足」への対応） 18
（１）主要株主の実態調査に関する規程およびマニュアルの整備（「Ⅳ．１．（１）当社の経営や意思決定に関与する意図のある大株主やその実質的支配者および関係者に対する調査・実態把握不足」への対応） 18
（２）株主提案の取引に対する意思決定プロセスの見直し（「Ⅳ．１．（２）大株主に対する安易な信用」への対応） 19
（３）役職員の意識改革研修の実施（「Ⅳ．３．（４）大株主やその関係者が当社の経営に関与することへのリスク意識の不足」への対応） 19
（４）一般株主と大株主の利害調整の観点から牽制を効かせられる社外取締役の選任（「Ⅳ．３．（４）大株主やその関係者が当社の経営に関与することへのリスク意識の不足」への対応） 20
５．内部管理体制の再構築（「Ⅳ．２．新規取引開始前後にかかる管理体制の不備」への対応） 20
（１）社内規程の周知徹底と継続的な見直し（「Ⅳ．２．（１）与信管理規程の形骸化」への対応） 20

（２）実効的な与信管理体制の再構築（「Ⅳ．２．（２）取引先の事前調査・確認不足」への対応）20
（３）リスク管理に精通した人材の経営幹部への登用（「Ⅳ．２．（３）取引開始後に生じた懸念事項の放置と本件取引の継続」への対応）.....21
（４）内部監査体制の強化（「Ⅳ．２．新規取引開始前後にかかる管理体制の不備」への対応）.....21
６．取締役会における議論の実質化と社外取締役による監視機能の強化（「Ⅳ．３．取締役会における情報共有不足と監督機能の問題」への対応）.....21
（１）取締役会における網羅的な情報共有（「Ⅳ．３．（１）Akatsukiに関する事前の情報共有不足、Ⅳ．３．（２）本件取引に関する情報共有不足」への対応）.....21
（２）社外取締役による監視機能の強化（「Ⅳ．３．（３）取締役会の監督機能の問題」への対応）22
Ⅵ．改善計画の実施スケジュール.....23

別紙「Ⅳ．当社による原因分析」と「Ⅴ．改善措置」の主な対応表

Ⅰ．特別注意銘柄に指定された理由

2026年５月26日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定および上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」のとおり、当社は東京証券取引所から「業務の適正を確保するために必要な体制が適切に構築・運用されておらず、企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反したと認められ、かつ、同社は2026年３月６日付で再発防止策に係る開示を行っているものの、未だ、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められる」として、当社株式は2026年５月26日付で特別注意銘柄に指定されました。

当社株式が特別注意銘柄に指定された理由の詳細（東京証券取引所のウェブサイトより抜粋）は以下のとおりです。

unbanked 株式会社（以下「同社」という。）は、2025 年７月から 11 月にかけて行った金スクラップ品の取引（以下「本件取引」という。）における売掛金 1,340 百万円が未回収となったことを受けて、2026 年３月２日（修正版は同年３月４日）、本件取引の事実関係の調査、原因分析および再発防止策の検討を目的として設置した外部弁護士により構成される調査委員会の調査結果を開示しました。

これにより、同社では、同社が 2025 年７月まで行っていなかった金スクラップ品の掛取引を販売先の信用情報を十分に確認せずに 2025 年７月以降繰り返しており、必要な内部統制システムが適切に運用されていなかったことが明らかになりました。

これらの背景として、同社では主に以下の点が認められました。

・2020 年７月 11 日付での特設注意市場銘柄（現「特別注意銘柄」）への指定を受けて策定された改善策について、2022 年４月１日付での特設注意市場銘柄の指定解除後、時間が経過する中で、与信管理等の社内規程の理解・運用等に複数の不備が認められる状況が生じていたものの、指定解除後に就任した経営陣はこれらを省みることがなく、過去の不適切な会計処理が行われた当時と同様にリスクの高い取引に対する牽制体制が機能していなかったこと

・経営陣は、筆頭株主が自社に不利益な取引を提案しないとの思い込みにより、本件取引が同社にとって通常とは異なるリスクの高い取引条件であったにもかかわらず、取引開始に際して取締役会決議を経るなどの慎重な対応が必要との認識に至らず、また、取引開始後も取締役会ではリスクの低い取引であるなどと実態と異なる説明を行い、その後に顕在化した取引先の与信上の問題を報告しないなど、リスク評価と対応において慎重さを欠いていたこと

Ⅱ．売上債権の未回収が発生した取引の概要と経緯

１．取引の概要

当社は、2025年７月31日から2025年11月20日まで、これまで取り扱いの実績がなかった刻印のないスクラップ品の金地金取引（以下、「本件取引」といいます。）を合計27回行っておりました。本件取引は、当社と業務委託契約（以下、「本件業務委託契約」といいます。）を締結していたAkatsuki Capital Works株式会社（当時の筆頭株主、以下、「Akatsuki」といいます。）から派遣された■■氏（以下、「■■氏」といいます。）が、仕入先と販売先を指定する形で開始されました。

開始時点では１回あたり10kgの取引でしたが、■■氏の要請により次第に量が増え、最終的には30kg以上の取引に膨らみました。

取引のスキームとしては、仕入と販売は同日、当社オフィスで現物の受け渡しをそれぞれの取引先と行い、仕入価格と販売価格の値ザヤを確実に確保するものでしたが、仕入代金は当日支払いである一方、販売代金は５～７営業日後の受け取り（掛け売り）となっておりました。

２．未回収が発生した経緯

本件取引は合計27回行われましたが、26回目（2025年11月19日：31kg、代金決済予定日は2025年12月１日）と27回目（2025年11月20日：30kg、代金決済予定日は2025年12月２日）の取引において、販売先の■■■■（以下、「■■■■社」といいます。）から「取引先からの入金遅延により、御社への支払いが遅れている。先方に支払日を確認しているが、現状明確にお伝えできない」との報告があり、代金決済が履行されませんでした。

その後、2025年12月５日と2025年12月12日に一部入金（合計で約1,871万円）があり、2025年12月９日に「2025年12月19日までに全額支払う」旨の書面を受領しましたが、2025年12月19日に「こちらへの着金予定が遅れており、取引先へ問い合わせをしている。予定がわかり次第連絡する」との報告があったものの、約束どおりの支払いは実行されませんでした。

当社は、その後も引き続き■■■■社に対し返済計画の提示を要求してきましたが、回答が得られなかったため、2025年12月30日を最終支払い期限とし、支払いがない場合は法的手段を講じる旨の通知をしました。しかし、2025年12月30日に支払いはありませんでした。

その結果、2026年３月期第３四半期において、未回収の売上債権の全額13.4億円を貸倒引当金として計上する事態に陥りました。なお、現時点におきましても13.4億円が回収できておりませんが、2026年２月27日に法人６社と個人８名に対し損害賠償請求訴訟を提起し、全額回収に向けて取り組んでおります。

３．売上債権の未回収に関する調査委員会の設置

（１）設置の経緯

本件取引における巨額の売上債権の未回収が発生したことを受け、当社監査等委員会は2026年１月28日、本件の事実関係等の調査、原因分析および再発防止策の検討を行う目的で、当社から独立した立場を有する外部弁護士による調査委員会を設置して調査を委嘱することを決定しました。

（２）調査の概要

①調査委員会の構成

委員長：吉田　桂公（弁護士・公認不正検査士・公認内部監査人、のぞみ総合法律事務所）
委　員：吉田　元樹（弁護士、のぞみ総合法律事務所）
委　員：曽田　駿希（弁護士、のぞみ総合法律事務所）
調査補助者として、のぞみ総合法律事務所所属の弁護士１名を起用しています。

②調査の目的

・金地金取引における売上債権の回収遅延に関する事実関係の調査
・本件に関する原因分析および再発防止策の提言
・その他、当委員会が必要と認める事項

③調査期間

2026年１月28日から同年２月27日まで

④調査方法

（資料の収集・検証）

調査委員会は当社から、本件取引に関連する社内連絡資料、関係者から受領した本件取引に関する申込書等の資料、本件取引の手続のフロー図、金地金取引に関する約款、取締役会・監査等委員会・経営会議の議事録およびその添付資料、関連する社内規程その他の本件に関連する資料の提供を受け、その内容を確認しています。

（関係者のヒアリング）

合計14名、延べ19回のヒアリングを実施しています。

（３）調査結果

以下の調査結果は、調査委員会の調査報告書31頁から35頁に記載された原文のまま記載しております（参照項目の番号については省略、カッコ内は補足説明）。

①原因分析

・株主に関する事実確認等を行わないまま本件取引を実施したこと

本件取引はAkatsukiの主導の下で行われたものであると認められるが、株主の意向により株主が指定した相手方との間で事業上の取引が行われること自体は、珍しいものではない。

他方で、株主の意向により行う取引であるとしても、その取引自体に経済合理性が認められることが前提となることは、言うまでもない。ここでいう経済合理性には、当該取引により得られるリターンと当該取引におけるリスクが見合っていることも含まれる。そして、本件取引

における主なリスクとは、スクラップ品の金地金の出所（例えば、盗品や密輸品であるおそれなど）に係る法的リスク、循環取引やマネー・ロンダリングの該当性、販売先に対する債権回収の可能性等が挙げられるところ、これらの点についてリスクが低いとunbankedが判断したのは、自社の株主であるAkatsukiへの信頼が前提となっていた。（当時取締役であった）安達哲也氏（以下、「安達氏」といいます。）および七條利明氏（以下、「七條氏」といいます。）が、「筆頭株主であるAkatsukiが出資先であるunbankedに対しあえて不利益を与えるような取引を提案しないだろう」と考えた点が、まさに、このことを表している。

しかしながら、安達氏および七條氏は、Akatsukiが資本金30万円の設立後間もない会社であること、unbanked株式の取得にあたり多額の借入を行っていることなど、Akatsukiには代表取締役のほかに実質的支配者が存在する可能性が高いことを認識しながら、Akatsukiの実質的支配者が誰であるかについて（Akatsukiから派遣された）■■氏（以下、「■■氏」といいます。）に対して深く追及しないまま、株式譲渡が行われる前から、本件業務委託契約を締結してAkatsukiから人員を受け入れた。

そして、（元代表取締役の）安達氏および（元取締役の）七條氏は、株式譲渡から10日も経たず、未だAkatsukiという会社の詳細が分からない状況のなか、■■氏の提案を受け入れて本件取引を行うに至った。「オーナーが保証する」という■■氏の説明を鵜呑みにしたことについても、そのオーナーが誰であるか分からないのであるから、unbankedの経営責任を担う取締役の対応として不適切であったと言わざるを得ない。いわゆるグリーンメーラーと呼ばれる株主も存在し、全ての株主が発行体である会社に対して友好的であるとは限らないのであり、安達氏および七條氏が「筆頭株主であるAkatsukiが出資先であるunbankedに対しあえて不利益を与えるような取引を提案しないだろう」と安易に考えたことは、取締役として慎重さを欠いていたと評価せざるを得ない。

このように、Akatsukiの実態が何ら明らかになっていないまま、筆頭株主というだけでAkatsukiを信用して■■氏の提案に応じたことが、後述の取引先の実態の確認不足に繋がったのであり、まさに、本件取引において未収金が発生した根本の原因であると考えられる。

・取引開始にあたり取引先の実態に関する事前確認が不十分であったこと

unbankedは、2025年７月30日の夜に■■氏から本件取引の仕入先および販売先に関する情報を聞いてから翌31日午前に初回の取引を行うまでの間、■■氏から提供された仕入先（■■■■社）と販売先（■■■■社）の履歴事項全部証明書を確認するほかは、これらの法人について、実在するのか、その代表者が過去に不祥事を起こしていないかといった点をインターネット上で検索したにとどまる。七條氏ら（七條氏および従業員）は、取引先の情報を取得してから取引予定時刻まで１日もない状況で、取引の延期を試みるなどして取引先について慎重な確認を行うといった選択をせず、■■氏の言うとおりに本件取引を行った。

また、初回の取引を行った2025年７月31日時点において、unbankedには与信管理規程が既に存在しており、同規程によれば、本件取引を開始するにあたっては■■■■社の信用調査が必要であったと考えられるにもかかわらず、本件取引に関わったunbankedの役職員は、与信管理規程の存在自体を失念していた。同規程の存在を失念していたとしても、本件取引のリスクや、これまで取り扱ったことがないスクラップ品を対象とすること、５営業日とはいえ数億円を超える多額の売掛債権が生じることといった本件取引の内容に鑑みれば、本件取引の販売先について信用調査の必要性が高いことは明らかであった。しかし、■■■■社について、与信面という観点からの確認や検討が行われた形跡すら認められない。

このように、本件取引により販売先に対して数億円の売掛債権が生じることが予定されていたにもかかわらず、本件取引を開始するにあたって販売先である■■■■社の実態や与信情報等について十分な確認を行わなかったことが、本件取引において未収金が発生した原因の一つであると考えられる。特に、本件取引に関与した役職員の全員が与信管理規程という重要な規程の存在を失念していたことは、あまりにも稚拙であったと言わざるを得ない。

・取引開始後、販売先の与信について懸念を持つ契機となる事象が生じていたにもかかわらず、信用調査等を行わないまま本件取引を継続したこと

本件取引の開始当初から、販売代金の一部については支払期限を１日徒過して入金がなされ

る（２回目の取引）、支払サイトが５営業日から７営業日に変更される（４回目の取引以降）、代金支払期限当日の午後５時直前に入金がなされる（９回目の取引）など、■■■■社からの販売代金の支払が円滑に行われないことが何度もあった。

また、10回目の取引の販売代金の支払から、■■■■社において支払期限の前営業日に振込予約をしてもらうこととなっていたにもかかわらず、支払期限当日の朝一番での入金が確認できないといった事態が繰り返し生じていた（15回目、18回目、19回目、21回目、24回目および25回目の取引）。■■氏によれば、■■■■社としては、「手続きは終えている」（15回目、18回目、21回目の取引）、「なぜかエラー出て実行されていなかった」（19回目の取引）といった説明をしていたとのことであったが、これらは合理的・説得的な回答とは思われないにもかかわらず、七條氏らは、■■■■社の担当者や■■氏に対し、支払が遅れた理由をそれ以上追及することはなかった。

このように、本件取引を行う中で■■■■社の与信について懸念を持つ契機となる事象が何度も生じている一方、本件取引における取引量・取引金額は段々と増加していった。本件チャンネル（社内コミュニケーションツール）におけるやり取りによれば、■■■■社から予定どおり販売代金が振り込まれるのか、七條氏らが毎回案じていた様子も窺われる。■■■■社については取引開始時に信用調査を特段行っていなかったことも踏まえれば、このような状況において、七條氏らは、少なくとも、上記の与信懸念事象が生じた段階で、同社の信用調査を実施する、掛け取引を止める（当日払にする）、取引量を減らす、取引自体を停止する、といった対応について具体的に検討・実施すべきであったと考えられ、そのような対応を全く行っていなかったことが、本件取引において未収金が発生した原因の一つであると考えられる。

・取締役会に十分な情報が提供されていないこと

2025年８月20日の取締役会では、七條氏から、本件取引が既に始まっている事実が特に理由なく報告されなかったほか、実際には■■■■社との間で取引から７営業日後の販売代金支払となる掛け取引が行われていたにもかかわらず、■■■■社との間で取引の翌営業日の販売代金支払となる可能性があるといった、実態とは異なる報告が行われた。また、同年９月17日の取締役会では、前回の取締役会以降に本件取引の販売先から入金が円滑に行われず振込状況の確認を要する事態が２回あったという点についても、報告がなされなかった。

このように、unbankedの取締役会には、本件取引に関する情報が十分に共有されていたとはいえないが、unbankedの機関設計がモニタリングモデルに親和的な監査等委員会設置会社であることも踏まえれば、事業上の取引の一つにすぎない本件取引に関する細かな報告が取締役会において十分になされていなかったとしても、そのこと自体は直ちに不適切であるとはいえないと考えられる。

もっとも、実態として、unbankedの取締役会では、毎月、当月の金地金の売上高および販売量や毎月の損益計算書および貸借対照表の状況など、事業上の細かな情報についても報告がなされていたことからすれば、グループ会社から貸付金の繰上返済を受けてまで掛け取引である本件取引を行っていたことや、本件取引における販売先からの入金が円滑に行われない事象が何度も生じていたことについても、明示的に報告することが望ましかったものと考えられる。

仮に、unbankedの取締役会において本件取引に関する情報が十分に報告されていれば、監査等委員の指摘等により、本件取引の見直し等について議論がなされ、未収金の発生を防げた可能性はあるのではないかと考える。

なお、スクラップ品という違いがあるとはいえ、本件取引が金地金事業の中の一つの取引という位置づけであり、全くの新規事業とは異なること、また、販売先との間で掛け取引となることの説明を明示的に受けていなかったことに鑑みると、監査等委員から本件取引の詳細について積極的に確認しなかったこと自体は、不合理とまではいえないと考える。他方で、Akatsukiについて実質的支配者などの詳細な説明が安達氏および七條氏からなかった点については、監査等委員として、疑問を呈するなど、積極的に確認するなどの行動があってしかるべきであったと考えられる。

②再発防止策の提言

・株主とのコミュニケーションの実質化

本件取引において未収金が発生した根本の原因は、その実態が何ら明らかになっていないまま筆頭株主というだけでAkatsukiを信用したことにあると考えられる。unbankedとしては、自社の株主、特に、主要株主や相当程度の株式を新たに取得した株主について、株主の実質的支配者の確認に努めることはもちろん、株主がどのような目的で自社の株式を保有しているのか、株主からの提案が自社の企業価値を真に高めるものであるのか、しっかりと対話を行い、確認すべきである。そのような確認を行うことなく、漫然と株主の要求に従うべきではない。unbankedとしては、まずもって、各経営陣が株主との対話の重要性を意識する必要があるといえ、その上で、株主と実質的なコミュニケーションを行うための仕組みや体制を策定することが望ましい。

・与信管理の徹底

unbankedの役職員は与信管理規程の存在そのものを失念していたのであり、まずは、社内規程の存在を再度周知し、各役職員が、与信管理の重要性を認識したうえで、与信管理規程に定められたルールを理解し、実践する必要がある。

加えて、金地金取引のように１回の取引金額が多額となる取引については、売掛先の与信管理が特に重要となる。unbankedにおける金地金取引の実態を踏まえた上で、実効的かつ継続的に運用可能な与信ルールを策定することが望ましい。

また、本件では、■■■■社の与信について懸念が生じていたにもかかわらず本件取引が継続されたことも未収金が生じた原因であったと考えられるのであり、取引の過程で取引先の与信に懸念が生じた場合の対応策についても、検討することが必要である。

・取締役会における議論の実質化

unbankedの取締役会では、新たに筆頭株主となったAkatsukiの具体的な情報について、社内取締役から特に報告もなく、監査等委員からの指摘や質問もなかった。また、七條氏から本件取引について実態と反する報告がなされた際も、他の取締役や陪席者から訂正がなされることもなかった。取締役会としては、月次の財務情報の確認などの定例的な報告事項を処理するだけでなく、監査等委員を含む各取締役が、中長期的な企業価値向上に向けた経営戦略や自社が有するリスクへの対処のために取締役会として議論すべき事項が何であるかを認識し、そのような議論が実質的になされているかどうか、取締役会の実効性評価等の過程で、確認・検討することが考えられる。

Ⅲ．前回特設注意市場銘柄指定から「売上債権の未回収が発生した取引」に至るまでの当社の大株主に関連する経過

以下の経過は、当社が2020年７月に特設注意市場銘柄に指定された後、当社の意思決定が大株主の影響を受けていた可能性がある行為又はその背景を記載しております。

・2020年11月　クラウドバンク株式会社との資本業務提携

当社の社外取締役であり、クラウドバンク株式会社（以下、「ＣＢ社」といいます。）の社外取締役でもあった■■氏（以下、「■■氏」といいます。）の紹介により、ＣＢ社の当時代表である■■氏（以下、「■■氏」といいます。）との面談を経て検討を進め契約締結に至りました。

当時、会計不正が原因で特設注意市場銘柄に指定され、2021年４月に祖業の商品先物取引業の廃止を余儀なくされました。事業としては、収益性が低い金地金事業のみとなったことから、この状況を改善すべく、対面営業活動からオンラインを活用したさらなる顧客層を開拓し、金融サービスへの進出を課題として認識しておりました。

また、会計不正の主導者であり、大株主でもあった■■氏が会社の解散を提案するのではないかという点を警戒し、新たな出資者を探しておりました。

その過程において、■■氏からＣＢ社を紹介されました。ＣＢ社は、当社が手掛けていた金取引を、ＣＢ社の顧客に広げることを模索し、当時の当社代表である■■氏（以下、「■■氏」といいます。）および■■氏が主導して資本業務提携の話を進めました。その中で、資本事業提携

契約書には、①契約書に記載された候補者のうち１名ないし２名を当社取締役として選定すること、②ＣＢ社の株式を当初11株、追加で22株購入して議決権を20％とし持分法適用会社とすることが盛り込まれました。

なお、ＣＢ社の財務調査（株式価値算定）については、当社並びにＣＢ社から独立した専門の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下、「ＴＦＡ」といいます。）が実施しました。

・2021年３月　第１回新株予約権発行の開示

割当先：　ＳＧＲ投資事業有限責任組合
ＬＰ（有限責任組合員）：　株式会社フォーシスアンドカンパニー
（代表：■■）：99.99％
合同会社ＦＩＮＯ：0.01％
ＧＰ（無限責任組合員）：　合同会社ＦＩＮＯ　代表社員：一般社団法人ＦＩＮＯ
職務執行者：■■

2021年１月中旬、ＣＢ社代表の■■氏より、株式会社フォーシスアンドカンパニー（以下、「Ｆ＆Ｃ」といいます。）代表の■■氏（以下、「■■氏」といいます。）、およびＳＧＲ投資事業有限責任組合（以下、「ＳＧＲ」といいます。）の運用実務に携わる■■氏（合同会社ＦＩＮＯ（以下、「ＦＩＮＯ」といいます。）の職務執行者／株式会社ＧＣＭアセットマネジメント（以下、「ＧＣＭ」といいます。）の本部長）の紹介を受けました。

2021年１月下旬、当社代表の■■氏と■■氏の面談により、Ｆ＆Ｃからの直接出資ではなく、Ｆ＆Ｃを出資者とするＳＧＲを通じた資金調達の方向で検討を開始し、当社の資金ニーズや成長戦略について理解を得ました。

ＦＩＮＯおよびＧＣＭからは、過去の不適切会計による特設注意市場銘柄への指定等を踏まえ、一括での株式発行による資金調達は困難であり、既存株主の急激な株式希薄化を避けつつ、段階的に資金調達が可能な「本新株予約権の発行」というスキームが提案されました。なお本新株予約権の引き受けについては「純投資目的」であり、経営への関与が限定的であることを確認できたことから、割当先をＳＧＲとすることで合意に至りました。

・2021年４月　ＣＢ社代表　■■氏の取締役選任

2020年11月30日付で開示しましたＣＢ社との資本業務提携に関して、その契約書の中にＣＢ社から取締役を派遣する条項があり、その内容に沿って■■氏が臨時株主総会にて社外取締役に選任されました。

・2021年９月　特設注意市場銘柄の指定継続

特設注意市場銘柄への指定継続の主な要因は以下のとおりです。

（１）取締役による監視・監督の強化として取締役会審議の活性化を施策に掲げているものの、役員との利益相反取引において、取締役会における役員間での牽制を意識した審議が十分でないこと。

（２）社内規程を整備し、運用の徹底に向けた取組みを進めているものの、社内規程で定められている承認手続きを経ていない取引が認められるなど、運用の徹底が十分でないこと。

ＣＢ社代表の■■氏から、ＣＢ社が法人向け投資商品として組成した「法人限定融資型ファンド」に３億円を投資しないかと提案があり、利害関係人を除いて最終的に取締役会で承認されました。この取引は、当社取締役でありＣＢ社代表取締役でもある■■氏から提案されたことから、利益相反となりうる関連当事者取引に該当するため、慎重な審議が必要になりますが、取引の必要性や取引条件の妥当性に関する十分な議論がなされず決議され、役員間の牽制・監督機能が発揮されませんでした。

改善策として、関連当事者取引管理規程を新設（2021年11月17日）し、関連当事者取引は原則禁止とし、関連当事者の範囲や例外基準を明文化しました。①取引の必要性、②取引条件の妥当性、③他者との代替不可の全要件を満たす場合のみ所定の手続きを経て例外的に認めることとし、

取引を実施する場合はコンプライアンス委員会の意見を聴取したうえで、その結果を取締役会等へ報告することとしました。

・2022年３月　ＣＢ社の株式の追加取得による持分法適用会社化の開示

2020年11月30日付で締結したＣＢ社との資本業務提携に関する資本事業提携契約書に基づき、ＣＢ社の株式を当初は11株、追加で22株（合計33株）取得し、同社を持分法適用会社としました。その間、取締役会において、■■氏の利益相反取引がある中で、ＣＢ社の株式の追加取得を継続し、持分法適用会社となることを中止するような議論は、当時はありませんでした。

・2022年５月　持分法適用から２か月後にＣＢ社の株式の減損処理1,237百万円の開示

2020年11月にＣＢ社と資本業務提携し、2021年４月に■■氏が当社の社外取締役に就任しました。その後、2021年５月に同業大手が事業撤退と自主廃業を決定し、クラウドファンディング業界に対する信用が著しく低下し市場規模が縮小したことから、ＣＢ社もその影響を大きく受けていましたが、それ以降の当社の取締役会において■■氏から、ＣＢ社の業績悪化の可能性について特段報告はありませんでした。非上場企業であり決算の締め作業も大幅な遅れが生じ、2022年３月期の決算短信の開示直前にＣＢ社から確定数値と次期以降の事業計画が出てきたことから、■■氏に詳細な説明を求める時間もありませんでした。

当社は、ＴＦＡによるＣＢ社の株式価値の算定結果を参考に、ＣＢ社の株式価値について、財務又は資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、かつ第三者割当増資の引受先と慎重に協議を重ねた結果、ＣＢ社の株式の購入価額（当初の11株は１株あたり52,150,000円、追加の22株は１株あたり61,349,693円）は妥当であるとの判断に至ったものの、当時の監査法人であった■■■■からは「もともとの購入価額が高すぎたため、減損やむなし」と評価されました。しかし、当社取締役会はこの結果を受けても、■■氏に責任追及（辞任要求）することはなく、資本業務提携の見直し議論も行われませんでした。

・2024年９月　クラウドバンク・キャピタル株式会社の株式取得および特定子会社化

クラウドバンク・キャピタル株式会社（以下、「ＣＢＣ社」といいます。）の株式50％（11,047株）を「VIVA Enterprise Ltd. 」から約1.4億円で取得（ＣＢ社が50％、当社が50％の共同保有）しました。ＣＢＣ社の子会社化の背景には、子会社であった第一プレミア証券株式会社の売却後、当社の事業は金相場に左右され業績が不安定な「金地金事業」と、当時の子会社のPersonal Capital株式会社による「ノンバンク事業」でありましたが、持続的成長と黒字化のため、安定収益源であるノンバンク事業の拡大が急務となっていました。そこで経営コンサルティングや不動産事業、債権回収のノウハウを持ち、貸金業資格を有し、業績が拡大しているＣＢＣ社の株式50％を取得して子会社化することで、ＣＢＣ社の融資残高急増とノンバンク事業の拡大を目指しました。

なお、ＣＢＣ社の株式取得にあたっては、当社およびＣＢＣ社と利害関係のない、株式会社トクチョーに反社チェックを、■■■■に法務ＤＤを、アカウンティングワークス株式会社に財務ＤＤを、それぞれ依頼しております。

・2024年11月　ＣＢ社の持分法投資損失100百万円計上の開示

ＣＢ社の持分法による投資損失として、2025年３月期第２四半期に累計100百万円を営業外損失に計上いたしました。

・2025年４月　■■■■にＣＢ社の記事掲載

ネットメディアに「2008年に融資詐欺で逮捕されたうちの１人が■■氏（以下、「■■氏」といいます。）であり、同氏がＣＢ社の実質オーナーである。また、かつて当社の筆頭株主であったＣＢ戦略１号投資事業有限責任組合（以下、「ＣＢ１号」といいます。）、ＳＧＲ、ＣＤＫ戦略投資事業合同会社は、いずれも■■氏が関与しており、ＣＢ社株式の価値を過大に評価させることにより、大量の当社株式を手に入れた」との記事が掲載されました。しかし、当社はその点については把握しておりません。

なお、2020年11月にＣＢ社と資本業務提携をする際に、■■氏から「■■氏とは、ＣＢ社の経

営コンサルタントとして業務委託契約を締結している」との話があり、当該コンサルタントとして、■■氏はＣＢ社および当社役職員と接する機会がありました。

ＣＢ社は■■■■（以下、「■■■■社」といいます。）と業務委託契約を締結し、■■■■社は■■氏に再委託していました。

安達氏については、2024年６月に当社とＣＢ社の代表を兼務する形となったことで、■■氏からＣＢ社や当社について、参考意見を聞く関係にありました。七條氏については、暗号資産事業においてアドバイスを受ける関係にありました。

なお、ＣＢ社と■■■■社の業務委託契約は2025年８月に解除しております。

・2025年６月　Akatsukiとの面談

■■氏より当社取締役３名（安達氏、七條氏、■■氏）に連絡があり、■■氏同席の上、当社オフィスで後にAkatsukiから派遣される■■氏、■■氏、■■氏（以下、「■■氏」といいます。）と顔合わせし、取締役３名は自己紹介と当社事業の概略説明を行いました。Akatsukiが当社株式を購入する意向があることを■■氏から聞きましたが、その時点では当社に対し具体的な提案を受けておりません。

・2025年７月　Akatsukiと業務委託契約を締結

まだAkatsukiが当社の筆頭株主になる前の段階で、当社の事業運営に関するコンサルティング業務を委託するため、安達氏が窓口となってAkatsukiと業務委託契約を2025年７月３日に締結し、同年７月16日の覚書により、業務遂行担当者として■■氏、■■氏、■■氏が指定されました。

その後、2025年９月には、Akatsukiから派遣された者が子会社の取締役に就任したため、業務委託契約は終了しております。

■■氏は、ＣＢ社の代表として、Akatsukiから派遣されたメンバーの中心人物として差配していました。

■■氏は、子会社３社（ＣＢＣ社、クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社（以下、「ＣＢＦＳ社」といいます。）、クラウドバンク・インキュラボ株式会社（以下、「ＣＢＩＬ社」といいます。））の取締役に就任し、Akatsukiのオーナーと称される人物から指示を受け、13.4億円の売上債権の未回収を発生させた金地金取引を「オーナー案件」と称して当社に持ち込みました。また、子会社においても、金地金を担保とする融資案件を手掛けるなど、実務面で主導的な役割を果たしていました。なお、この時点においては、Akatsukiのオーナーが誰であるのか把握できていませんでした。

■■氏は、金融機関の出身者であり、子会社ＣＢＦＳ社の取締役として、融資に関する営業活動を行っておりました。

・2025年７月　簡易株式交付によるＣＢ社の子会社化の開示

ＣＢ社の株主（■■氏と■■氏）から「上場会社にＣＢ社の経営を任せたい。ついては、流動性のない非上場株式であるため、純資産額を下回る価格で手放してもよい。」との申し出がありました。当社としても、ＣＢ社の子会社化を契機として、当社グループ全体の事業領域を拡大し、持続的な成長を実現すべく新たな展開を図るため、ＣＢ社を子会社化しました。

なお、ＣＢ社の株式取得にあたっては、当社およびＣＢ社と利害関係のない、株式会社トクチョーに反社チェックを、■■■■に法務ＤＤを、アカウンティングワークス株式会社に財務ＤＤを、永田町リーガルアドバイザー株式会社に株式交付比率算定をそれぞれ依頼しております。

＜ＣＢ社の子会社化の目的等＞

①提携強化とグループ価値の向上

2020年11月からの資本業務提携を深め、株式交付による子会社化で業績および企業価値のさらなる向上を目指す。

②ＤＸ推進と事業の多角化

ＣＢ社グループのフィンテック技術、オンラインプラットフォーム運営の知見、融資審査・債権管理プロセスを導入し、当社のＤＸと事業の多角化を推進する。

③シナジーと営業機会の創出

当社の対面チャネルとＣＢ社のオンライン顧客基盤を相互補完し、顧客拡大と収益源の分散化を図る。

④株式交付の選択理由

対価を当社株式とすることで、手元資金の流出を抑えつつ経営基盤を強化するため。

・2025年７月　主要株主の異動

AkatsukiがＣＢ１号から当社株式（1,764,771株）を譲り受け、当社の筆頭株主（議決権17.94%）となりました。

・2025年８月　簡易株式交付によりコンサバティヴホールディングス（ＣＢ社大株主）が当社の第２位株主へ

ＣＢ社の子会社化（簡易株式交付）に伴い、当社株式をＣＢ社の株主に交付した結果、株式会社コンサバティヴホールディングス（以下、「コンサバ社」といいます。代表：■■氏）が当社の主要株主となりました（保有株式数：1,173,546株、議決権：10.53%、第２位）。

■■氏は、物言う株主ではなく純投資株主であるため、当社としてはＣＢ社の株式がいつでも換金可能な当社の株式に振り替わっただけという認識でした。

・2025年８月　ＣＢ社の持分法による投資損失98百万円計上の開示

ＣＢ社の持分法による投資損失として、2026年３月期第１四半期に98百万円を営業外損失に計上いたしました。なお、この損失は子会社化前の、持分法適用会社の時点で発生したものです。

・2025 年９月　貸金業子会社を通じた融資実行

■■氏は、2025 年９月からＣＢＣ社、ＣＢ社の子会社ＣＢＦＳ社、同じくＣＢ社の子会社ＣＢＩＬ社の取締役に就任しておりました。

貸金業のＣＢＦＳ社において、Akatsuki のオーナーからの要請を受けた■■氏は金地金を担保にした、■■■■に対する融資案件（以下、「本融資案件」といいます。）を 2025 年９月に持ち込み、融資を前向きに検討してほしいと提案してきました。ＣＢＦＳ社は特別扱いをすることなく、一般の顧客と同様の審査を行いました。そして、ＣＢＦＳ社とは独立した日本クラウド証券株式会社（以下、「日本クラウド証券」といいます。）の募集取扱審査会での承認を受け、日本クラウド証券が投資家から資金を集め、その資金で融資が実行されました。2025年９月から11 月にかけて合計５回の融資（22.77 億円）が実行されましたが、本融資案件は、株主との直接取引ではなく、単なる紹介による通常の融資であったため、当社の取締役会への事前報告はなく、関連当事者取引の審査も行われていませんでした。

担保となる金地金の価格変動リスクを考慮し、融資額は時価の 90%までとしておりました。融資先は担保として預けた金地金の売却を前提に借り入れを行っていましたが、2026 年１月末から２月初旬にかけて、融資の返済期日に合わせて融資先が金地金を売却し、その代金で借入金を返済しました。なお、ＣＢＦＳ社が融資した金額は全額回収できております。

ＣＢＦＳ社の■■■■に対する融資明細

	契約①	契約②	契約③	契約④	契約⑤
CBFS 融資審査会開催日	2025/9/1	2025/9/19	2025/10/16	2025/10/16	2025/10/20
CBFS 決裁者	取締役、貸金業務主任者、融資審査責任者の合議				
CSJ 募集取扱審査会開催日	2025/9/2	2025/9/22	2025/10/17	2025/10/17	2025/10/21
CSJ 決裁者	内部管理統括責任者、財務経理責任者、外部有識者(弁護士)の合議				
融資実行日	2025/9/16	2025/10/7	2025/10/23	2025/10/23	2025/11/4

融資額	523,220,000	660,000,000	149,000,000	596,600,000	348,200,000
当初返済期日	2025/11/28	2025/12/30	2025/12/23	2026/2/24	2026/2/24
融資期限延長 CBFS 融資審査会		2025/12/26	2025/12/23		
CBFS 決裁者	取締役、貸金業務主任者、融資審査責任者の合議				
延長後返済期日	-	2026/2/27	2026/1/30	-	-
返済日	2025/10/6	2026/2/6	2026/1/30	2026/1/30	2026/2/13

※「ＣＳＪ」は日本クラウド証券の略。

・2025 年 10 月　株式会社まーるを子会社化

当社では、収益源の多様化や成長分野への参入を重要な経営課題と考えていたことから、簡易株式交付により、国内外で安定的かつ持続的な成長が期待できる高級腕時計を中心としたブランド品リユース市場への参入を図るため、Akatsuki から紹介を受けた MaaaaRu ホールディングス株式会社（以下、「MaaaaRu 社」といいます。）から、その 100%子会社である株式会社まーるの株式 51%を取得して子会社化しました。その結果、MaaaaRu 社が当社の筆頭株主となりました。

１位：MaaaaRu 社：株数 2,236,829 株、議決権 16.67%
２位：Akatsuki：株数 1,764,771 株、議決権 13.15%
３位：コンサバ社：株数 1,133,546 株、議決権 8.45%

・2025 年 11 月　基準日後株主への議決権付与の開示

臨時株主総会の基準日（2025 年 10 月 10 日）後、2025 年 10 月 31 日付で MaaaaRu 社が筆頭株主となったことから、臨時株主総会の開催予定日に近い時点での株主の意思を臨時株主総会に反映させることが必要であると判断し、MaaaaRu 社に対し、当該臨時株主総会における議決権を付与することを決議いたしました。

なお、当該臨時株主総会は中止となっております。

・2026 年２月　有印私文書偽造事件の発覚

Akatsuki 関係者であり、ＣＢ社と業務委託契約を締結していた企業（■■■■）から派遣され、■■という偽名を使っていた■■氏（以下、「■■氏」といいます。）が、当社の印鑑を偽造して偽の金地金売買契約書や覚書を作成し、■■■■および■■■■との間で契約を締結する事件が発覚しました。

なお、本事件による金銭的損害は発生しておりませんが、当社の信用を著しく低下させた■■氏の責任を追及するため、同氏を刑事告訴しております。

・2026 年３月　第三者割当増資の開示

当社は、金地金事業における在庫確保および販売拡大に係る運転資金、ノンバンク事業における融資原資の拡充、ならびに既存事業の収益力強化および成長投資を目的として、ＡＵ投資事業組合（以下、「ＡＵ」といいます。）を割当先とする下記内容の第三者割当増資を決議いたしました。なお、ＡＵは純投資目的で本件増資を引き受けており、当社にとって友好的な株主であると認識しております。

①新株式：1,621,700 株（１株 283 円、調達額 458,941,100 円）
→４月 14 日の払込時点でＡＵは議決権 10.78%の第３位株主に浮上。
②第３回新株予約権：118,919 個（１個 352 円、調達額 41,859,488 円、行使価額 283 円、行使による最大調達額 3,365,407,700 円）
→後日の４月８日、新株予約権の個数を減らし、117,300 個（調達額 41,289,600 円、行使による最大調達額 3,319,590,000 円）にする旨の開示。最大の議決権比率は 49.86%となる見

込み。

・2026 年５月　臨時株主総会での会社提案の開示

2026 年１月に Akatsuki から当時の取締役全員を入れ替える株主提案を受け、臨時株主総会を開催することになりましたが、当社としては株主提案に対抗し、下記の会社提案を議案として上程しました。その結果、当該議案は可決されました。

第１号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者の選定経緯は以下のとおりです。

胡燕氏、竹内博氏、上野善晴氏は、監査等委員である取締役候補の池辺健太氏（以下、「池辺氏」といいます。）の紹介です。

森井じゅん氏は、当社顧問弁護士の所属事務所からの紹介です。なお、当初、東京証券取引所には「池辺氏の紹介」と報告しておりましたが、本人から「顧問弁護士事務所の紹介である」と伺いました。

平井兼人氏（以下、「平井氏」といいます。）は、当社従業員である■■氏からの推薦です。なお、当初、東京証券取引所には「池辺氏の紹介」と報告しておりましたが、本人に確認したところ、■■氏からの推薦でした。

また、仁戸田信人氏は安達氏から依頼し、候補者に選定いたしましたが、その後、同氏は辞退されました。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役候補者の選定経緯は以下のとおりです。

池辺氏は、以前安達氏から法律相談を受けたことがあり、安達氏から池辺氏に就任を依頼しました。

渡邉雅之氏（以下、「渡邉氏」といいます。）は、当社顧問弁護士の所属事務所からの紹介です。なお、当初、東京証券取引所には「池辺氏の紹介」と報告しておりましたが、本人から「顧問弁護士事務所の紹介である」と伺いました。

村田和希氏は、当時当社代表であった安達氏から依頼し、候補者に選定いたしました。

・2026 年５月　基準日後株主への議決権付与の開示

臨時株主総会の基準日（2026 年４月 10 日）後、「臨時株主総会の議案は極めて重要である」との理由からＡＵより議決権付与の要請があり、当社としても筆頭株主の意見を反映させる必要があると判断し、当該臨時株主総会における議決権を付与することを決議いたしました。

・2026 年５月　MaaaaRu 社との資本提携の解消に向けた協議開始

MaaaaRu 社が自らの経営方針で株式会社まーる（以下、「まーる社」といいます。）の事業運営を行いたいとの理由から、MaaaaRu 社より、資本提携を解消したい旨の申し出（以下、「本申出」といいます。）を受けました。当社は本申出について慎重に検討した結果、当社としても、Akatsuki から紹介を受けた MaaaaRu 社およびまーる社との関係整理が必要であると判断し、本申出を受け入れ、MaaaaRu 社との資本提携を解消することを前提に協議を開始することで合意いたしました。

なお、提携解消に向けた手続きの一環として、MaaaaRu 社が保有する当社株式（2,236,829 株）の全数について、MaaaaRu 社と当時の当社代表取締役の安達氏個人との間で貸株契約（貸主：MaaaaRu 社、借主：安達氏）を締結いたしました。当該貸株契約の締結によって、議決権が安達氏に帰属することとなったため、MaaaaRu 社が当社の主要株主でなくなり、新たに、安達氏が当社の主要株主に該当することになりました。

2026 年６月末をもって、当該貸株契約は終了しておりますが、2026 年 11 月現在におきましても、資本提携の解消の交渉は続けており、2027 年３月末迄には、MaaaaRu 社との資本関係を解消する方針です。

・2026 年７月　代表取締役社長等の解職

当時の代表取締役社長であった胡燕氏、同じく当時の取締役管理本部長の竹内博氏が解職され、

業務執行権のない取締役となりました。

・2026年８月　臨時株主総会での会社提案の開示

2026年７月にAkatsukiから株主提案を受け、同年９月30日に臨時株主総会を開催することになりましたが、当社としては株主提案に対抗し、下記の会社提案を議案として上程しました。なお、株主提案の第４号、第６号議案につきましては、会社も賛成しております。その結果、下記の４議案すべてが可決されました。

（会社提案）第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
（会社提案）第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
（株主提案）第４号議案　取締役　胡　燕の解任の件
（株主提案）第６号議案　取締役　竹内　博の解任の件

Ⅳ．当社による原因分析

本件取引において、13.4億円が未回収となった具体的な原因につきましては、当社としては以下のように事業上のリスクを識別することができなかった点にあると考えております。

なお、当該項目の記載内容は、後述する第三者特別調査委員会の調査結果次第で、更新される可能性があります。

１．大株主に対する関係構築前および関係構築後の調査・実態把握不足

（１）当社の経営や意思決定に関与する意図のある大株主やその実質的支配者および関係者に対する調査・実態把握不足

Akatsukiが筆頭株主となる前の2025年７月３日に、当社はAkatsukiと業務委託契約を締結し、同月16日に同社から派遣者３名を正式に受け入れ、その派遣者の一人（■■氏）から持ち込まれた提案により同月31日から本件取引を開始しましたが、Akatsukiが当社の筆頭株主になる（2025年７月22日）前に、Akatsukiの実質的支配者が誰であるかについて深く追及していませんでした。

Akatsukiが2025年７月25日に大量保有報告書を提出した際に、当社株式の購入資金（約13.59億円）が■■■■社からの借入金によるものと判明したため、■■■■社が実質的支配者なのか、あるいはさらに別の実質的支配者（■■■■社に対し融資や出資をしている者）が存在するのか、その実質的支配者は反社会的勢力や反市場勢力ではないのかを確認するため、Akatsukiからの派遣者に対し実質的支配者に関して質問を行ったものの、「Akatsukiのオーナーは香港系中国人であり、ファンドのため資金力は潤沢にある」と何度も回答を繰り返すばかりであったため、それ以上の追及を行うことはありませんでした。

このように、Akatsukiの実態が何ら明らかになっていないまま、筆頭株主というだけでAkatsuki、および同社から派遣された人物を信用して■■氏の提案に応じたことが、本件取引において未収金が発生した根本の原因であると認識しております。

（２）大株主に対する安易な信用

本件取引は、■■氏の「（本件取引の履行については）オーナーが保証する」という言葉に押し切られ、そのオーナーの実在性・資力の確認と保証人契約、担保金の徴収など、融資するのと同等にデフォルトリスクを軽減する方策を講じておくべきところ、取締役の七條氏はそれをしておりませんでした。

その背景として、「筆頭株主であるAkatsukiおよびAkatsukiから派遣された人物が出資先である当社に対し、あえて不利益を与えるような取引を提案しないだろう」と考えていたこともあり、本件取引を進めるために、筆頭株主を安易に信用し、通常行うべきリスク管理の意識が欠如していたことが、本件取引において未収金が発生した原因の一つと認識しております。

２．新規取引開始前後にかかる管理体制の不備

（１）与信管理規程の形骸化

Akatsukiが紹介してきた仕入先に対する調査（実在性、事業の実態と規模、当社に販売する物の仕入ルート等）、および販売先に対する調査（実在性、事業の実態と規模、支払い能力、当社

から購入した後の転売ルート等）が形式的なものに終始し、Akatsukiへの過信によって本来行うべき調査や確認が不足しておりました。特に、販売先に対しては、与信管理規程が存在していたにもかかわらず本件取引に関与した全役職員がその存在に気付かず、信用調査や与信限度額の設定に係る申請・承認が全く行われていませんでした。また、そもそも与信管理規程の趣旨についても理解していませんでした。

与信管理規程が形骸化した背景として、会計不正の問題を受けて、2020年７月に特設注意市場銘柄に指定された後、内部管理体制を抜本的に是正すべく社内規程全般の見直しを図る中、上場会社として通常あるべき与信管理規程が存在しなかったことから、2021年６月に同規程を新設したものの、同規程の必要性や趣旨を理解しないまま、形式的な対応にとどまっておりました。

また、2021年４月30日の商品先物取引業の廃止後、当社単独の事業としては金地金事業のみとなり、投資目的の一般顧客を相手方とする金地金の販売・買取サービスにおいて与信を伴う取引は一切行ってこなかったという事情があります。

そのため、与信管理規程を新設したものの、その規程を参照する機会がなく、特設注意市場銘柄に指定されていた時代の中心メンバーが徐々に退社する中、時間の経過とともに与信管理規程が形骸化し、与信管理規程に基づくことなく本件取引に至りました。

さらに、与信管理規程の形骸化のみならず、特設注意市場銘柄に指定されていた時代に関連当事者取引管理規程を策定したものの、本件取引は Akatsuki との直接取引ではなく、単に知り合いを紹介するだけという■■氏の言葉を鵜呑みにし、関連当事者取引に該当する可能性を考慮せず、コンプライアンス委員会への諮問およびそれを受けての取締役会決議を経ることなく、本件取引を開始してしまいました。

このように、特設注意市場銘柄に指定されていた時代に実施することとしていた施策が形骸化していった背景には、それら施策の徹底に向けた内部監査室による点検が（体制の不備もあり）十分に行えていなかったことも挙げられます。

（２）取引先の事前調査・確認不足

当社では従前より、刻印のある一流ブランドの金地金のみ取り扱う方針をとっておりましたが、本件取引は、これまで当社が取り扱ったことのないスクラップ品の金地金であることから、仕入先に対しては、スクラップ品の金地金の出所について上流まで遡って調査すべきでありました。ただ、筆頭株主からの紹介先であり、会社に不利益は生じさせないだろうと考えたことから、十分な調査を行いませんでした。

また、仮に与信管理規程がなかったとしても、販売先に対しては、一般顧客に適用するルールとは異なり代金回収が５～７営業日後の掛け取引であったことから、信用調査をしっかり行い取引相手としての適格性を慎重に判断した上で取引を開始すべきでした。

（３）取引開始後に生じた懸念事項の放置と本件取引の継続

本件取引の開始後、販売先からの販売代金の入金期日が当初の５営業日後から７営業日後に変更され、午前中に入金が確認できないことが何度も発生しました。そのため、七條氏は、担当者不在や失念防止を含め円滑な決済ができるように、販売先に対して前営業日に振込予約を完了させ当該記録を当社に送るよう、■■氏経由で依頼しておりました。しかし、その後も期日の朝一番に入金が確認できない事態が何度も発生していたにもかかわらず、当社の事務担当者や監督者の七條氏は、■■氏や販売先の担当者に支払いが遅れた理由を深く追及しておりませんでした。

本来であれば、販売先に対し与信に少しでも懸念が生じた段階で、販売先の信用調査を実施する、掛け取引を止める（当日払いにする）、取引量を減らす、取引自体を停止する、といった措置をとるべきところ、そのような対応を行っておりませんでした。

また、前回の販売代金の回収前に次の取引を受注してくる■■氏に対し、安達氏に相談した上で七條氏は「当社の資金繰りが悪化し、一般顧客との取引に支障が出ている。一取引完結後に次の取引を受注して欲しい」と何度も依頼していましたが、■■氏から「オーナーからの強い要請であり、このスケジュールは変えられない」との一方的な回答が続き、安達氏と七條氏は懸念を抱きながらも、本件取引を拒絶することができませんでした。

さらには、期日後（翌営業日）の販売代金の回収が１回しか発生していないことを理由に、■■氏からの取引量の増加要請を結果的に受け入れざるを得なくなり、最終的には大きな事故につ

ながりました。

３．取締役会における情報共有不足と監督機能の問題

（１）Akatsukiに関する事前の情報共有不足

2025年６月18日に、当時の取締役３名はAkatsuki関係者（後のAkatsuki派遣者）らと面談しましたが、この時点でAkatsukiが当時の筆頭株主から当社株式を譲り受ける意向を固めたことを認識していました。それを受け、同年７月３日にAkatsukiと業務委託契約を締結しましたが、当該契約の締結前に、取締役会でAkatsukiに関する情報は共有されていませんでした。

また、同年７月16日の取締役会にアドバイザーとして■■氏が参加しておりましたが、■■氏自身についての情報の共有はされていませんでした。

（２）本件取引に関する情報共有不足

本件取引は2025年７月31日から開始されましたが、取締役会における最初の報告は同年８月20日でした。しかし、その時の七條氏からの報告内容は、同年９月から開始予定の新仕入先と新販売先および取引スキームに関するもので、既に開始していた５回目までの取引についての説明はなく、２回目の取引において分割入金となり一部代金が期日の翌日となったことについても、説明されていませんでした。

また、2025年９月17日の取締役会において、当社の月次報告の売買損益の額、資金繰り表の額、子会社への今後の融資についての審議の中で、本件取引の販売が掛け取引であることについて七條氏から説明はありましたが、前回の取締役会における説明（販売先と販売代金の入金期限）から状況が変わっていたことについての説明はありませんでした。

（３）取締役会の監督機能の問題

七條氏については、前述のとおり、本件取引についての正確かつ詳細な報告を取締役会で行っておりませんでした。そのため、各取締役は重大な問題として認識することができませんでした。

安達氏については、本件取引について2025年７月30日のAkatsukiからの派遣者を交えたミーティングで概要は知りつつも､2025年７月31日から実施している取引における取引量、金額、および掛け取引であったことについては報告を受けていなかったため、個々の取引の内容について把握をしていませんでした。

ただ、2025年９月以降に開始する予定の新たな仕入先・販売先との取引と、2025年７月31日から既に行っている本件取引との違いについて、安達氏は詳細な報告を七條氏に求めるべきところ、それをしておりませんでした。

監査等委員である取締役（広瀬里美氏、クリストファー・リチャード・レーン氏、楠原孝尭氏）については、前述のとおり、2025年９月17日の取締役会において、前回の取締役会における説明と食い違う点を指摘するに十分な理解を得る情報が七條氏から提供されなかったため、牽制することができませんでした。

しかし、七條氏は同日開催の取締役会において、「現在、金のスクラップ（刻印なしの金地金）取引を実施している。この取引は、仕入と販売を同一日に行い値ザヤを確保できる。しかし、仕入代金の支払いが当日である一方、販売代金の回収が７日後となるため、その間の資金繰りが悪化する。2025 年９月４日に、ＣＢＣ社から一部返済（５億円）を受けて対応したが、ＣＢＣ社には次の融資依頼がきているため、月末には再び５億円を戻す可能性がある。」と説明しております。

今後のＣＢＣ社に対する融資枠についての審議の中での説明ではあったものの、この時点で監査等委員である取締役は、本件取引が掛け取引であることの問題点やリスクについて特段指摘することはなく、2025 年８月 20 日の取締役会で説明された同年９月以降に開始予定の販売先と掛日数が整合していない点についても指摘することはありませんでした。

以上のことから、本件取引について七條氏から明示的に報告されていなかったとしても、各取締役が①関連当事者取引への該当性の検討、②該当するのであればコンプライアンス委員会への諮問、③その後の取締役会決議の必要性について、誰も意見を述べなかったため、取締役会の監督・牽制機能が形骸化していたと認識しております。

上場企業として、大株主をはじめとする特定の者と一般株主との間で利益相反が生じるリスク

に対し、社外取締役による厳格な監督・牽制が不可欠でした。当社においても独立社外取締役を選任しており、特定の者への利益誘導等を防止する牽制機能の発揮が期待されていましたが、上述の情報の共有不足や取締役のリスク認識の甘さから、実際には十分な監督・牽制機能が発揮されませんでした。

（４）大株主やその関係者が当社の経営に関与することへのリスク意識の不足

本件事案が発生した原因の一つとして、筆頭株主となったAkatsukiの関係者を当社グループの役職員として内部に受け入れることで、当社の経営や意思決定に不当に関与する土壌を作り、大きな影響を受けてしまったことにあります。

当社においては、そこに潜む不法行為や特定の者への利益誘導といったリスクを識別するスキルや組織的に牽制する仕組みが不足していました。さらに、こうした高リスク取引に対するリスク感度を高めるための社内教育や研修が不十分であったことも、大きな問題であったと認識しております。

その結果、コンプライアンス委員会や取締役会での審議を経ることなく、当社として真に実施すべきか否かの客観的な判断を欠いたまま、不適切な取引や行為が実行されるに至りました。

過去において、当社の筆頭株主であったＣＢ１号、ＳＧＲ、ＣＤＫ、そしてＣＢ社について、報道機関より「■■氏が実質的支配者であり、また当社の経営や意思決定に関与している可能性がある」と報じられている中、当社は■■氏について実態調査をすることなく、■■氏との関係を持つことのリスク認識も持っていませんでした。なお、2025年８月に、ＣＢ社は■■氏とコンサルティング契約を解除しております。

Ⅴ．改善措置

当該項目の記載内容は、後述する第三者特別調査委員会の調査結果次第で、更新される可能性があります。

１．責任の所在の明確化

（１）旧経営陣の辞任

①2026年６月５日（臨時株主総会）

経営責任を明確化するため経営体制の刷新を行い、売上債権の未回収が発生した当時の経営陣（以下、「旧経営陣」といいます。）のうち七條氏および広瀬里美氏が、臨時株主総会の終結の時をもって取締役を辞任いたしました。同時に、安達氏は代表取締役社長を降り、胡燕氏が新たに代表取締役社長に就任いたしました。

七條氏は、本件取引における直接の担当取締役であったことから、調査報告書の内容を重く受け止め、取締役を辞任いたしました。

また、七條氏は辞任後、執行役員として残りましたが、管理本部長職の引継ぎ業務に限定しており、取締役会や経営会議には参加させず、原則リモート勤務として役職員との関わりを極力もたせないようにしてきました。なお、引継ぎ業務に一定の目途がたったことから、七條氏は2026年11月末をもって当社グループから完全に退任いたします。

②2026年９月30日（臨時株主総会で旧経営陣の完全退任と新体制の発足）

株主（Akatsuki）から提案を受けて開催した臨時株主総会では、会社提案による議案も上程し、当社主導で経営体制の刷新を図り、取締役３名、監査等委員５名の８名体制としました。同日の臨時株主総会の終結の時をもって、残留していた旧経営陣（安達氏およびクリストファー・リチャード・レーン氏）も取締役を辞任いたしました。これにより、旧経営陣５名全員が退任しております。

安達氏は2026年６月５日の臨時株主総会では、取締役として残りましたが、代表者としての業務の引継ぎが完了し、新経営陣に経営の全てを委ねる目途がついたこともあり、辞任いたしました。

安達氏は辞任後、引き続き子会社の取締役として残っておりますが、ＣＢ社の取締役、その子会社であるクラウドバンク・インキュラボ株式会社の取締役につきましては、2026年12月末までに退任予定です。ＣＢ社の子会社である日本クラウド証券の代表取締役については、後任者の選定に着手しておりますが、日本クラウド証券は金融商品取引法に基づく第一種・第二種金融商品

取引業者であり、金融庁が同業者向けに定める監督指針に対応するため、代表取締役は適切な人物である必要があり慎重に選定を進めております。後任者が見つかり次第、安達氏には速やかに退任していただくことで合意しております。2027年３月末までに、安達氏はすべての子会社の取締役を退任する予定です。

（２）ガバナンス強化を企図した新経営体制

2026年９月30日開催の臨時株主総会で、当社が提案し、選任された取締役を加え、平井代表取締役社長を中心とする新体制に移行いたしました。10月16日付で監査等委員である取締役の池辺氏が辞任され、11月22日付で同取締役の高橋隆俊氏も辞任されたため、現在の役員構成は、取締役３名、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）の計６名体制となっており、社外取締役を中心としたガバナンスおよび牽制機能の強化を目指しております。

その施策の一つとして、2027年１月までに、指名・報酬委員会を設置します。

当初は暫定措置として、代表取締役の平井氏、監査等委員である社外取締役の秋山光氏の２名体制としますが、2027年３月までには当社グループと利害関係のない委員２名もしくは３名で構成される委員構成に変更し、平井氏は当該委員から外れる予定です。

現経営体制に至るまでの 2026 年６月５日以降の経緯は以下のとおりです。

①2026 年６月 19 日

当時、監査等委員会委員長だった渡邉氏が、一身上の都合により辞任いたしました。

②2026 年６月 26 日

当時、取締役会長だった上野善晴氏が、一身上の都合により辞任いたしました。

③2026 年７月 17 日（臨時取締役会）

当時の監査等委員である取締役の渡邉氏に対し、特段の理由なく退場を求めるなど、業務執行を監査する職務を著しく妨げたため、胡燕氏は代表取締役を解職され、2026 年６月５日に新任の社外取締役に選任された平井氏が、新たに代表取締役に就任いたしました。

④2026 年８月 18 日

当時、旧経営陣の楠原孝尭氏が、一身上の都合により辞任いたしました。

⑤2026 年８月 22 日

当時、社外取締役だった森井じゅん氏が、一身上の都合により辞任いたしました。

連続して取締役が辞任した背景には、2026 年６月５日の臨時株主総会で新体制が発足したものの、当時代表の胡燕氏が海外の投資案件を早急に進めようとしていましたが、辞任した取締役（上野善晴氏を除く）は、慎重に検討すべきであると主張していたため、その溝が埋められなかったという事情がありました。

（３）旧経営陣に対する損害賠償請求訴訟の提起

当社は旧経営陣に対し任務懈怠があったとして、会社法上の責任を追及するため、2026年７月３日付で損害賠償請求訴訟を提起いたしました。2026年９月30日に発足した新経営体制におきましても、本訴訟を継続し、旧経営陣に責任を追及してまいります。

（４）問題株主との関係の整理

問題を引き起こした役職員および当時の筆頭株主（Akatsuki）から派遣されていた人物は、すでに全員退社しております。現時点において、当社グループとの人的関係および取引関係はありません。今後は、大株主を含む特定の関係者からの利益誘導につながるおそれのある要請・提案については一切受け入れない強固なガバナンス体制を徹底いたします。

Akatsukiに対しては2026年２月27日に「Akatsuki Capital Works株式会社等に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、損害賠償請求訴訟を提起しております。

また、2026年９月４日付「金地金取引に関する当社の刑事告訴状の受理に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、本件取引の関係者を刑事告訴し、2026年８月19日付で受理されております。

２．第三者特別調査委員会の設置（「Ⅳ．１．（１）当社の経営や意思決定に関与する意図のある大株主やその実質的支配者および関係者に対する調査・実態把握不足」への対応）

当社グループにおける特定の株主およびその関係者による不適切な関与・取引事案に関し、実態の解明および根本原因の究明を行うとともに、今後の持続的なガバナンス体制を再構築するため、以下を主な目的として第三者特別調査委員会を設置することとしました。

（１）主要株主・関係者による経営への影響力・関与の実態解明

■■氏、Akatsuki、その他主要株主およびそれらの関係者が、当社グループの経営や意思決定に関与していた事実があったのか否か、あった場合にはどのように関与し、どのような影響を及ぼしていたのかを客観的に調査・検証します。

当社およびグループ子会社の役職員と主要株主・関係者との間に、過去から現在に至るまでどのような人的・取引上・その他の関係性があったのか、また不当・不適切な影響力の行使が存在したのかを明確化します。

また、新たな取締役候補者を選任する場合、当社グループと利害関係のない、任意の指名・報酬委員会を2027年１月までに設置し、経営陣指名の透明性・独立性を踏まえた新たな候補者を選任する体制とします。

第三者特別調査委員会による調査の結果、当社グループの取締役が株主等から影響を受けていた場合、必要に応じて2027年５月26日までに臨時株主総会を開催し、早急に役員体制の見直しを行うとともに、適切な資本関係および人的関係の整理を行う可能性があります。

（２）再発防止策の策定と健全なガバナンス体制の再構築

調査結果を踏まえ、今後、主要株主およびその関係者等の特定の者への利益誘導や不当な影響を排除し、同様の事態を二度と発生させず、一般株主の利益を守る社内牽制機能・ガバナンス体制をいかに構築すべきか、第三者特別調査委員会から提言を受けます。その提言を踏まえ、追加的な再発防止策を策定し実行してまいります。

なお、第三者特別調査委員会の調査結果が出る前の暫定措置として、当社グループにおける主要株主や実質的支配者およびその関係者から提案を受けた全ての取引に対し、関連当事者取引として当社のコンプライアンス委員会に諮問し、当社の取締役会で可否を判断することといたします。

第三者特別調査委員会の委員につきましては、客観性・中立性および独立性を確保するため、当社および調査対象者と利害関係を有しない以下の外部専門家３名により構成することを、2026年 11 月 12 日の取締役会にて決定いたしました。

・委員長　松下　知輝　弁護士、松下法律事務所
・委　員　後藤　慎吾　弁護士、ニューヨーク州弁護士、荒巻・後藤法律事務所
・委　員　北條　陽平　弁護士、北條法律事務所

（主管部署：管理本部、第三者特別調査委員会の調査・報告書完了は 2027 年３月上旬予定）

３．財務体質強化のためのグループ再編

（１）ＣＢグループの売却方針

2022 年３月にＣＢ社を持分法適用会社とし、その後 2025 年８月に子会社化しましたが、赤字が継続しており、業績の改善には至っておりません。また当社は子会社のＣＢ社およびＣＢＣ社に 15 億円を融資しています。このため、ＣＢグループの売却を視野に入れたグループ再編を実行し、財務体質の改善に努めます。なお、現在貸付中の 15 億円につきましては、当初予定の返済計画どおりの回収予定であり、現在、回収に関する懸念がある訳ではございませんが、売却時には全額回収いたします。

また、子会社への融資につきましては、関連当事者取引に該当するため、当社から独立した外部の弁護士および会計士で構成するコンプライアンス委員会に諮問し、意見を聴取しております。取締役会での審議および決議においては、当該意見を踏まえ、子会社の取締役を審議および決議から外しております。

（２）役員体制の見直し

ＣＢグループの売却を視野に入れたグループ再編に伴い、ＣＢグループから受け入れた取締役の退任を見据えて、新たな取締役候補者の選任を実施してまいります。候補者の選任につきましては、指名・報酬委員会の合議を経たうえで、実効的な審議・意思決定が可能となる役員体制を構築する観点で、役員体制の見直しを行います。

なお、上記につきましては、以下のスケジュールにて進める予定です。

・2027 年３月上旬　調査報告書受領
・2027 年３月中旬　改善計画書　更新版の開示
・2027 年３月中旬　臨時株主総会基準日の設定
・2027 年５月中旬　臨時株主総会により、取締役選任

（３）継続企業の前提に関する重要事象の注記解消

当社は、継続企業の前提に関する重要事象の注記を記載しておりますが、仮にＣＢグループの売却が実現すれば、当社の事業は収益性の低い金地金事業のみとなります。このため、新規事業の創出等により収益力を強化し、同注記の解消に努めてまいります。

４．株主とのコミュニケーションの実質化とガバナンスの強化（「Ⅳ．１．大株主に対する関係構築前および関係構築後の調査・実態把握不足」への対応）

売上債権の未回収が発生した根本原因の一つとして「実態が何ら明らかになっていないまま筆頭株主というだけで Akatsuki を信用したこと」と、調査報告書の中で結論付けられております。そのため、主要株主（総議決権数の 10%以上保有する株主）が新たに現れた場合、過度な忖度や盲信を排除し、対等かつ透明性の高い関係を構築するため、以下の仕組みと体制を整備します。

（１）主要株主の実態調査に関する規程およびマニュアルの整備（「Ⅳ．１．（１）当社の経営や意思決定に関与する意図のある大株主やその実質的支配者および関係者に対する調査・実態把握不足」への対応）

「反社会的勢力排除の運用ガイドライン」について、以下の内容を盛り込み、「反社会的勢力等の排除に関する規程」として規程を改定したうえで、関連マニュアルについても作成いたします。

①総務部とコンプライアンス部が連携し、外部と契約している反社チェックデータベースによる調査、さらに、より深度ある調査が必要と判断した場合は興信所等の調査を実施いたします。

②大規模な第三者割当増資によって主要株主となることが見込まれる割当先の資力に疑義が生じた場合、当該割当先に対し質問状を送付し、資金の出所およびその証憑の提出を要請いたします。また、増資資金の払込後、銀行口座の入出金記録の提出を要請いたします。

③ガバナンス強化および会社の価値向上を目的に、会社への関与の方法等について大株主と協議いたします。

④実質的支配者が別途存在することが見込まれる場合、当該実質的支配者の反社チェックを外部機関に依頼いたします。また、定期的に経営陣と当該実質的支配者による対話を実施いたします。なお、実質的支配者の確認ができない場合は、取引、業務提携、役職員の受入れ、重要な契約の締結、株主提案に基づく施策の実行等を行わない方針といたします。

（現時点における改善計画の実施状況、主管部署：総務部、コンプライアンス部）

・2026 年４月 14 日付で第三者割当により発行された新株式および新株予約権の引受先となり、その後 2026 年９月 30 日現在で当社の筆頭株主となった、第三者割当増資先のＡＵの出資者である■■氏（以下、「■■氏」といいます。）に対し、割当前に特別調査委員会（外部の弁護士等で構成）が直接ヒアリングを実施しました。その結果、純粋な投資目的であり、当社の経営権を支配する意図はないことを確認しております。

・某ネットメディアに掲載された各種情報（別の出資者がいる、金商法違反である等）の真偽を確かめるため、ＡＵの運用者代表でもある■■氏に、当社から問い合わせを複数回行い、いずれも偽情報である旨の回答を得ております。
・追加的な措置としては、2026 年４月 14 日の新株式および第３回新株予約権の払い込み、2026 年５月 26 日の新株予約権の行使資金の払い込みが■■氏自身の資金であることを確認するため、■■氏個人の銀行口座の入出金記録、組合契約書、および、出資持分の譲渡等の某ネット記事の真偽の確認に関して、回答期限を2026年12月４日に設定した質問状を、2026年11月 24 日に送付しております。なお、■■氏から十分な情報が得られない場合には、第三者特別調査委員会に調査を依頼いたします。
・2027 年１月開催の取締役会において、上記規程等の改定について承認を受け、2027 年２月から運用を開始する予定です。

（２）株主提案の取引に対する意思決定プロセスの見直し（「Ⅳ．１．（２）大株主に対する安易な信用」への対応）

今般の問題が発生するきっかけは、友好的な株主か否かが不明な段階で、当時、当社およびＣＢ社の両方の代表であった安達氏と、■■氏および■■氏が協議して､Akatsuki と業務委託契約を締結（同時に、後の子会社となるＣＢ社とも同様の契約を締結）し Akatsuki からの派遣者を当社グループの役職員として受け入れてしまったことにあります｡2025 年７月 22 日に当時の筆頭株主と Akatsuki との間で株式譲渡契約の締結と受渡しが完了した流れの中で Akatsuki からの派遣者（■■氏）のスクラップ品の金地金取引の提案を受け入れざるを得なくなったことを深く反省し、株主からの圧力の影響を防ぐため、以下の措置を講じます。

①株主およびその実質的支配者並びにそれらの関係者（紹介先、派遣者等）から提案を受けた（取締役経由で持ち込まれた）取引（子会社に持ち込まれた取引を含む）等については、提案を受けた担当者から「誰から提案を受けたのか」を当社の管理本部長に必ず報告させる流れを作ります。これまでの反省点を受け、原則、実務を担う現場の責任者等を構成メンバーとする経営会議において、それが「事業運営上のリスクを抱えていないか」「中長期的な企業価値向上に資するか」等を多面的に検証し、否定的な意見があれば当該意見を含む検証結果を取締役会に報告することとし、経営会議規程の目的にその旨を追加いたします。
②外部の弁護士と会計士で構成するコンプライアンス委員会においても、株主等の提案する取引等は関連当事者取引に準じた形で審査を行うことを関連当事者取引管理規程に盛り込みます。そして、その結果を取締役会に報告いたします。
③株主から提案を受けた取引を実行するか否かの最終的な意思決定は、すべての案件において取締役会で行うこととし、取締役会決議事項の一覧表に明記いたします。

（現時点における改善計画の実施状況、主管部署：管理本部）
・2026 年 11 月開催の取締役会において、上記①～③の対応について承認を受け、同日付で規程等を変更して整備を完了させ、2026 年 12 月から運用を開始する予定です。

（３）役職員の意識改革研修の実施（「Ⅳ．３．（４）大株主やその関係者が当社の経営に関与することへのリスク意識の不足」への対応）

これまでの経緯において、役職員におけるリスク意識の不足が重大な要因であったことを大きな反省点として重く受け止めております。この反省を踏まえ、再発防止に向けた経営体制の強化および全社的なリスク感度の向上を目指し、以下の取り組みを進めてまいります。

・役員向け研修の定期実施（主管部署：コンプライアンス部）
監査等委員である社外取締役を含む全取締役を対象として、2026 年６月に、株主との対話の重要性や、特定株主の利益が会社全体の利益と相反する場合の法的責任（善管注意義務等）に関する研修を実施いたしました。なお、2026 年９月 30 日付で就任した新任の取締役についても本件研修を受講しており、2027 年１月以降の１年間は６カ月に１回、外部研修機関に委託

し、専門家を講師に招くなど、本テーマでの研修を実施する予定です。以降、毎年１回、継続いたします。

・役職員向け実践研修の実施（主管部署：コンプライアンス部）
全役職員におけるリスク感度の向上を図るため、「大株主関連リスクと利益相反取引の理解」をテーマとした研修を 2026 年 12 月中に実施予定です。本研修では外部専門家を招聘し、具体的な事例に基づくケーススタディを通じて実践的な知識の習得を図り、業務現場におけるリスク検知・対応能力の抜本的な強化に努めてまいります。2027 年１月以降の１年間は６カ月に１回、外部研修機関に委託し、専門家を講師に招くなど、本テーマでの研修を実施する予定です。以降、毎年１回、継続いたします。

（４）一般株主と大株主の利害調整の観点から牽制を効かせられる社外取締役の選任（「Ⅳ．３．（４）大株主やその関係者が当社の経営に関与することへのリスク意識の不足」への対応）

当社は、特定の大株主と一般株主との利益相反を防止し、適切な牽制機能を果たすガバナンス体制を再構築するため、2026 年９月 30 日開催の臨時株主総会において経営陣を刷新いたしました。
現時点での新体制におきましては、取締役３名、監査等委員である取締役３名（専門資格者：弁護士２名含む）の計６名体制へと移行いたしました。このうち、監査等委員２名を独立社外取締役として選任しております。
法務・会計の高度な専門知識を有する独立社外取締役を２名体制とすることにより、大株主や特定関係者からの不当な影響力・利益誘導を排し、一般株主の皆様の利益を保護するための厳格な監督・牽制体制を確立してまいります。

５．内部管理体制の再構築（「Ⅳ．２．新規取引開始前後にかかる管理体制の不備」への対応）

（１）社内規程の周知徹底と継続的な見直し（「Ⅳ．２．（１）与信管理規程の形骸化」への対応）

①各種規程の周知徹底を図るため、社内情報共有ツールの目立つ箇所に、規程一覧表と規程集フォルダのリンクを掲載いたします。
②定期的にコンプライアンス研修を実施し、原則として毎回の研修時に１規程ごとに内容と運用実態を確認し合い、相違があれば適宜是正いたします。
③是正した場合、その後の運用状況を内部監査室が点検いたします。

（現時点における改善計画の実施状況、主管部署：総務部、コンプライアンス部、内部監査室）
①につきましては、2026 年３月に、社内規程の周知徹底のため、情報共有ツール「Slack」に規程一覧チャンネルを作成し、日常的に目に留まる機会が増えるようにしました。
②につきましては、2026 年４月以降、継続してコンプライアンス研修として基本規程（定款、規程管理規程、株式取扱規程）の読み合わせおよびその内容確認を実施しました。今後も原則として毎月１回、コンプライアンス研修を開催し、すべての規程等の見直しおよび是正を実施してまいります。
③につきましては、2026 年４月から内部監査室の毎月の定例業務に組み込み、運用状況の点検を継続して実施しております。
※上記①～③につきましては、2026 年３月および４月から実施済みです。

（２）実効的な与信管理体制の再構築（「Ⅳ．２．（２）取引先の事前調査・確認不足」への対応）

与信管理規程の内容を十分把握することに加えて、与信管理規程を当社の業務に即したものに改訂し、以下の内容を含む具体的な運用ルール（保証契約の締結や担保金の徴収等）を定めた与信管理マニュアルも同時に策定いたします。
・売掛金が発生する取引案件が持ち込まれた場合、取引開始前に取引先候補の実態調査（法人の実在性、現地での店舗確認、代表者との面談、貴金属等の取り扱いにおける業としての稼働

状況、必要に応じて外部調査機関を利用）を必ず実施いたします。
・取引先候補の調査結果を取締役会へ報告し、取引の可否および与信限度額の最終的な意思決定は取締役会で行うこととします。
・取引開始後、与信状況に懸念が生じた場合には追加の取引を中止し、取締役会へ即座に報告し対応方針を協議いたします。
・共に貸金業を営むＣＢＣ社とＣＢＦＳ社は、貸金業者として求められる反社チェックや与信管理に関する規程等は既に存在しますが、株主やその関係者等からの提案による融資案件が持ち込まれた場合、事前に当社のコンプライアンス委員会による意見を聴取することといたします。
・子会社の重要案件につきましては、業績報告と併せて、毎月の「経営会議資料」を提出させ、当社の取締役会において、担当取締役から報告させます。子会社の内部監査については、外部のコンサルタントを入れて実施しておりますが、こちらについても毎月報告させる流れを作ります。

（現時点における改善計画の実施状況、主管部署：コンプライアンス部、内部監査室）
2026 年３月に、現行の与信管理規程の把握と見直すべきポイントについて、関係部署合同で協議しました。また、当該規程の見直しと並行して、与信管理マニュアルの策定も進めております。
2027 年１月末までに整備を完了させ、2027 年２月から運用を開始する予定です。

（３）リスク管理に精通した人材の経営幹部への登用（「Ⅳ．２．（３）取引開始後に生じた懸念事項の放置と本件取引の継続」への対応）

関連当事者取引や高リスク取引の早期識別と社内牽制機能の正常化を図るため、リスク管理およびガバナンスに深い知見を持つ専門人材の経営幹部への登用を進めてまいります。
具体的には、証券会社においてリスク管理業務の実務経験を有する人材を管理本部長として、2026 年８月 18 日付で登用いたしました。金融領域におけるリスク管理およびコンプライアンス意識を高め、当社グループ全体のリスク管理・牽制体制の抜本的な強化に努めてまいります。

（４）内部監査体制の強化（「Ⅳ．２．新規取引開始前後にかかる管理体制の不備」への対応）

現在内部監査室の人員体制は２名体制ですが、実務経験を有する人員１名を補強し、J-SOX に知見のある公認会計士資格を有する外部専門家１名の活用等によって、2027 年３月末までに内部監査体制を強化します。

６．取締役会における議論の実質化と社外取締役による監視機能の強化（「Ⅳ．３．取締役会における情報共有不足と監督機能の問題」への対応）

取締役会に対し十分な情報が提供されていなかったことを是正するため、以下の措置を講じます。

（１）取締役会における網羅的な情報共有（「Ⅳ．３．（１）Akatsuki に関する事前の情報共有不足、Ⅳ．３．（２）本件取引に関する情報共有不足」への対応）

①月次の業績報告にとどまらず、リスク管理マニュアルによるリスク一覧表を作成しリスク要因となり得る事象についても取締役会において網羅的に情報共有いたします。
②取締役が重要なリスクと判断した事象については、取締役が直接コンプライアンス委員会に対し対応策の意見を求め、その結果を取締役会に報告し対応策を協議いたします。
③外部機関による取締役会の実効性評価を毎年継続的に実施し、運営上の問題点を洗い出し、その結果を取締役会にフィードバックいたします。

（現時点における改善計画の実施状況、主管部署：管理本部）
①につきましては、2026 年３月から、報道機関のネガティブ情報（内部情報の流出を含む）、株主等からの提供情報においても網羅的に取締役会に報告し、情報を共有しております。
②につきましては、個々の取締役単独によるコンプライアンス委員会への働きかけに加え、必要に応じてコンプライアンス委員会のメンバーに対し取締役会への参加を要請し、問題解決につい

て協議してまいります。
③につきましては、従来から実施しておりますが、今後も継続的に実施し、結果レポートの共有のみならず、必要に応じて外部機関の担当者による報告会を取締役会において実施いたします。
※上記①～③につきましては、2026 年３月から実施済みです。

（２）社外取締役による監視機能の強化（「Ⅳ．３．（３）取締役会の監督機能の問題」への対応）

少人数の組織・人員体制においては、社内取締役が従業員を兼務するなど、業務執行段階で複数の独立した人員によるチェックを重ねることに一定の限界があります。従って、一般的なガバナンス強化に加え、業務執行の状況を独立した立場から確認・牽制し、少人数の組織体制を補完する役割を社外取締役に担わせるという考え方に基づき、以下の施策を実施しております。

①社外取締役に対し、稟議システム、情報共有ツール、社内ネットワークへのアクセス（閲覧）権を開放し、事業運営の状況が随時把握できる環境を整備いたします。
②取締役会決議事項については、稟議システムの承認ルートに社外取締役を加えます。

（現時点における改善計画の実施状況、主管部署：総務部）
①につきましては、2026 年３月から、稟議システム、情報共有ツール、社内ネットワークへのアクセス（閲覧）権を開放し、役職員と同じレベルで情報（金地金取引の管理日報、資金計画表、営業日誌、各会議体の議事録等）を取得できるようにしました。
②につきましては、2026 年３月から、取締役会決議事項については、稟議システムの承認ルートに社外取締役を加え、賛成・反対の記録がシステム上にも残るようにしました。
※上記①と②は、2026 年３月から実施済みです。

Ⅵ. 改善計画の実施スケジュール



項目	2026 8月	9月	10月	11月	12月	2027 1月	2月	3月	4月	5月	6月
1．責任の所在の明確化											
（1）旧経営陣の辞任	⇨	⇨	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
（2）ガバナンス強化を企図した新経営体制	⇨	⇨	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
（3）旧経営陣に対する損害賠償請求訴訟の提起	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
（4）問題株主との関係の整理	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
2．第三者特別調査委員会の設置	⇨	⇨	⇨	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
（1）設置				➡							
（2）調査期間				➡	➡	➡	➡	➡			
（3）調査報告書受領								➡			
（4）臨時株主総会										➡	
3．財務体質強化のためのグループ再編											
（1）ＣＢグループの売却方針				➡							
（2）役員体制の見直し				➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	
（3）継続企業の前提に関する重要事象の注記解消				➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
4．株主とのコミュニケーションの実質化とガバナンスの強化											
（1）主要株主の実態調査に関する規程およびマニュアルの整備	⇨	⇨	⇨	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
（2）株主提案の取引に対する意思決定プロセスの見直し	⇨	⇨	⇨	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
（3）役職員の意識改革研修の実施	⇨	⇨	⇨	⇨	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
（4）一般株主と大株主の利害調整の観点から牽制を効かせられる社外取締役の選任	⇨	⇨	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
5．内部管理体制の再構築											
（1）社内規程の周知徹底と継続的な見直し	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
（2）実効的な与信管理体制の再構築	⇨	⇨	⇨	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡

（3）リスク管理に精通した人材の経営幹部への登用	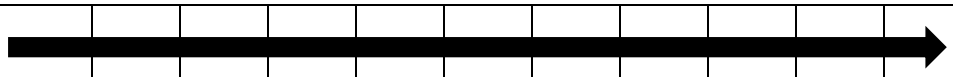										
（4）内部監査体制の強化											
6．取締役会における議論の実質化と社外取締役による監視機能の強化											
（1）取締役会における網羅的な情報共有											
（2）社外取締役による監視機能の強化	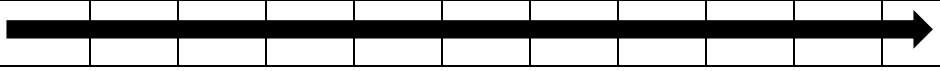										

以　上

別紙　「Ⅳ．当社による原因分析」と「Ⅴ．改善措置」の主な対応表

売上債権（13.4億円）の未回収を発生させた原因分析		再発防止のための改善措置	
No	項　目	No	項　目
１．	大株主に対する関係構築前および関係構築後の調査・実態把握不足	４．	株主とのコミュニケーションの実質化とガバナンスの強化
１．（１）	当社の経営や意思決定に関与する意図のある大株主やその実質的支配者および関係者に対する調査・実態把握不足	２．	第三者特別調査委員会の設置
		４．（１）	主要株主の実態調査に関する規程およびマニュアルの整備
１．（２）	大株主に対する安易な信用	４．（２）	株主提案の取引に対する意思決定プロセスの見直し
２．	新規取引開始前後にかかる管理体制の不備	５．	内部管理体制の再構築
２．（１）	与信管理規程の形骸化	５．（１）	社内規程の周知徹底と継続的な見直し
２．（２）	取引先の事前調査・確認不足	５．（２）	実効的な与信管理体制の再構築
２．（３）	取引開始後に生じた懸念事項の放置と本件取引の継続	５．（３）	リスク管理に精通した人材の経営幹部への登用
３．	取締役会における情報共有不足と監督機能の問題	６．	取締役会における議論の実質化と社外取締役による監視機能の強化
３．（１）	Akatsuki に関する事前の情報共有不足	６．（１）	取締役会における網羅的な情報共有
３．（２）	本件取引に関する情報共有不足		
３．（３）	取締役会の監督機能の問題	６．（２）	社外取締役による監視機能の強化
３．（４）	大株主やその関係者が当社の経営に関与することへのリスク意識の不足	４．（３）	役職員の意識改革研修の実施
		４．（４）	一般株主と大株主の利害調整の観点から牽制を効かせられる社外取締役の選任